

京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(総括責任者)</p> <p>第5条 本学に総括責任者を置き、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括責任者は、本学における特定個人情報等の管理に関する事務を総括し、特定個人情報等の適正な取扱いについて職員等を監督する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第3章 教育研修</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者(セキュリティ対策規程第4条に定めるものをいう。)は、保有特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、特定個人情報等の適切な管理のために必要な情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(開示請求書の補正)</p> <p>第25条 前条により提出された開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示窓口において、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、必要に応じて補正の参考となる情報を提供するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 開示請求者は、第24条の規定による請求を行う際に、併せて手数料を<u>開示窓口において現金で納付</u>しなければならない。</p> <p>2 手数料の額は、開示請求に係る保有特定個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。</p> <p>3 保有特定個人情報の開示を受ける者で保有特定個人情報の写しの送付を希望するときは、前条の規定による申出を行う際に、併せて郵送料を郵便切手で納付しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(関係省庁との連携)</p> <p>第51条の2 本学は、保有個人情報等の適切な管理にあたって、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と緊密に連携して行うものとする。</p>	<p>(総括責任者)</p> <p>第5条 本学に総括責任者を置き、<u>総務担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第3章 教育研修</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者(セキュリティ対策規程第4条第1項に定めるものをいう。)は、保有特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、特定個人情報等の適切な管理のために必要な情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修を行うものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(開示請求書の補正)</p> <p>第25条 前条第1項により提出された開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示窓口において、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、必要に応じて補正の参考となる情報を提供するものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 開示請求者は、第24条の規定による請求を行うに当たっては、<u>総長が別に定める方法により</u>手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>(関係省庁との連携)</p> <p>第51条の2 (同 左)</p> <p>(法務・コンプライアンス担当の副学長の協力)</p> <p>第51条の3 総括責任者は、本学における特定個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、法</p>

改 正 前	改 正 後
(後 略)	<u>務・コンプライアンス担当の副学長に対して協力を求めることができる。</u> 附 則 この規程は、平成30年6月1日から施行する。